

翔べ！
世界へ

綱渡りの手続きと幸運



▲中国湖北省司法庁にて（1986年7月）。
当時はこんな格好で飛び込みで聴き取り
したこともあった

その経験さえも後に活字にすることができた（中国の法制度を調べる）佐藤誠編『地域研究調査法を学ぶ人のために』

京と一年ずつ学びたいと思っていたが、当時地方の大学に留学した者が北京大学に移るのは、困難であった。法学研究所は、八六年九月から北京大学法律学系が外国人向けに英語で四カ月間で中国法の一通りを教えるコースを始めるという話を見つけてくれた。まず四カ月の短期留学生として北京大学に行き、その間に後八カ月のことを考えることにし（この四カ月間、クラスメートの大部分は中国語のできないアメリカの弁護士で、二重留学したようであった）、結果としてうまくいった。

中国留学の場合、資料収集・調査ともに思うに任せないということは聞いていたので、紛争と紛争解決、法源（中国ではそもそも何が法なのか）の二つを研究テーマとした。二つあれば、何かひっかかってくるだろうと考えたからである。結果的には両方とも収穫があり、幸運であった（例えば、拙著『現代中国の紛争と法』東京大学出版会、一九九八）。また、「調査」と書いたが、私は法社会学を学んだことも、社会学の調査実習をしたこともなく、無手勝流であったが、

何を勉強したのか

世界思想社、一九九六）ので、留学準備以降、ずっと運だけで暮らしているような気がする。

最近、中華人民共和国法だけではなく、清末以降の中国近代法史についても少しずつ勉強している。ここにも何か幸運の種が潜んでいるような気がする。

経団連が事務局を務めている各種奨学金運営団体の活動により、毎年高校生から大学院生までの多様な奨学金が留学し、今日、その経験を活かして内外のさまざまな分野で活躍している。本コーナーは、留学先での経験と現在の活動の模様を紹介することにより、これら奨学金を送り出してきた奨学金運営団体への一層の理解促進と、これを支え、協力してくれた企業への活動報告とするものである。

国際文化教育交流財団は、経団連第二代会長 故石坂泰三氏の遺徳を記念し、一九七六年に設立された。これまでに、世界二八カ国の大学・大学院へ一四一名の日本人留学生を派遣するとともに、世界三五カ国三八八名の外国人留学生への奨学金の供与や文化教育面での事業運営を実施してきている。

お問い合わせ・連絡先
経団連社会本部

高見澤 磨

たかみざわ おさむ

東京大学東洋文化研究所助教授



国際文化教育交流財団第10回生（1985年度）。82年東京大学法学部卒業。84年同大学院法学政治学研究科修士課程修了。85年8月～86年8月上海社会科学院法学研究所留学、86年8月～87年8月北京大学法律学系留学。91年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程満期退学、93年10月東京大学教養学部助手、94年3月博士（法学）。立命館大学国際関係学部助教授を経て、97年4月より現職。

国際文化教育交流財団（以下、財団）の奨学生として、一九八五年八月から八七年八月まで中国に留学した。前半一年は上海社会科学院法学研究所（上海市の社会科学アカデミー組織の中の法学研究所）、後半一年は北京大学法律学系（現法学院）において学ぶことができた。今では意欲と体力と時間とお金さえあれば中国留学はさほど困難ではないが、八〇年代前半においては中国各大学の法学部は正式には外国人留学生を受け入れていなかったため、留学準備は大変だった。

上海への道

八四年四月に博士課程に進学していた私は、できれば、博士課程の二年目に中国に留学したいと考えていた。修士論文作成の過程で、現地で資料を集め、また、調査しない限りこれ以上のことには分からないという感覚を持っていたからである。ところが当時、中国政府が提供する奨学生募集の受入れ大学リストには法学部は入っていなかった。こうした中で直接売り込みの機会が訪れた。胡耀邦共産党総書記（当時）が日本の青年三千人を中国に招待するということになり、それに参加することができたのである（同年秋）。

七八年十二月の中国共産党十一期三中全会以降、今日につながる改革・開放政策が進められていく。そのための立法活動も七九年以降行なわれるのだが、八〇年代前半にはまだ多くの分野で基本的な法令が検討段階であり、法学部の講義の内容はそうした検討段階のものも含まれていて、外国人にはそれは公開できないということであったのだろう。当時、中国の大学の法学部で学んだ外国人はいたのだが、留学してから法

学部転籍を認められたとか、他学部聴講の形をとったということも多く、講義の途中でここからは留学生は退出してくださいといったこともあったようだ。

大の社会科学研究所に在外研究で見えていた、受入れの可能性を尋ねたのである。費用の工面を自分で行われるならば受入れの可能性があると聞いてくださった。費用はなんとかならそうだとお答えした。その後で財団の面接試験があった。この時点では、まだ受入れの可能性は、可能性にすぎなかったのだが、面接試験では、受け入れてもらうのに問題はないと返答をしたように記憶している。また、中国側には、ある財団から援助をいただけそうだと答えていたのだから、どちらか一方がだめならば大うそつきになるところの綱渡りであった。幸運にも奨学生に採用され、まずは上海に留学することができた。八七年に胡耀邦氏は失脚するのだが、そのときに政敵が持ち出した理由の一つに日本の青年三千人を招待しての物入りもあったそうなので、複雑な気持ちがあった。

北京への道

上海で半日だけ自由時間をいただき、上海社会科学院法学研究所所長（当時）齊乃寛先生を訪ね（前年東

留学前から、できれば、上海と北